

新潟県立月ヶ岡特別支援学校見附分校 いじめ防止行動計画

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ・不登校等対策委員会

「いじめ・不登校等対策委員会」を組織し、教育活動を通していじめの未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、解決に向け、組織的に対応する。また、いじめ防止対策の取組について学期末ごとに評価を行い、実効性のあるものとなるよう改善を図る。

<いじめ・不登校等対策委員会> 《学期に1回又は随時》

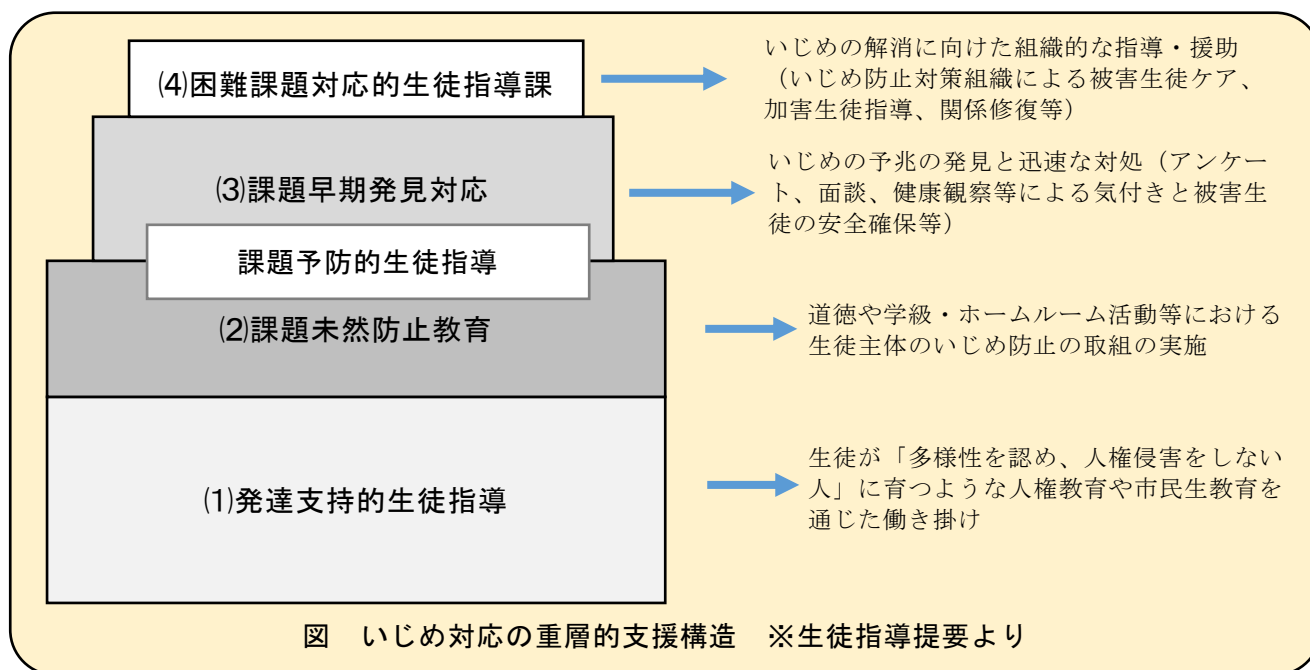
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、保健主事（養護教諭）、スクールカウンセラー

(2) 校内研修

- ① いじめに関する全教師対象の校内研修会を毎年1回以上実施する。
- ② いじめに関するチェックリスト（教教師用）を用いた自己診断を実施する。

2 いじめ防止のための生徒指導

当校では、次の「いじめに関する生徒指導の重層的支援構造」を踏まえ、いじめ防止を実施する。



(1) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

<安心して安全な学校づくり>

生徒が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付け、「多様性を認め、人権侵害をしない人」へと育つために、日々の教師の生徒への挨拶、声掛け、励まし、称賛、対話及び授業や行事等を通じた個と集団への働き掛け等を大切に、全ての生徒にとって安心して安全な学校づくりを目指す。

① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す

様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気確保し、自分と相手との違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働き掛ける。

② 生徒間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係を築かれるようにする

日頃の教育活動を通して、様々な観点から生徒の興味を抱くこと、好きになれること、夢中

になれること等を見いだすことができるように工夫する。また、自分のやろうとしていることが認められたり、応援してもらっていると感じられたりするなどして、学校が居場所であると感じられるようにする。

③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む

生徒同士が互いに助け合ったり、自分に何ができるかを考えたりする学級の係活動や委員会活動等を設定する。

④ 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す

様々な教育活動の中で、困ったときや悩みがあるときに弱音を吐いたり、人を頼ったりすることができる雰囲気づくりを大切にする。また、気持ちを受け止め、相談できる体制づくりに努める。

(2) いじめの未然防止教育

全ての生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働き掛けを生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳や特別活動、体験学習などを通じて継続的に行う。

【課題未然防止教育の具体】

人権教育強調週間、いじめ防止教育（「ありがとうの木」等）、SOS の出し方に関する授業、情報モラル講座、性教育講座 等

① いじめる心理から考える未然防止教育の取組

- ・頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるような働き掛けをする。
- ・実際の事例や動画などを教材に生徒同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な取組を行う。
- ・生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を行う。

② いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級の安心感を育み、学校全体に「いじめを許容しない」雰囲気を浸透させる。

③ いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針についての理解を深めるとともに、法律の専門家と連携して法律の意味や役割について学び、社会のルールを守る姿勢を身に付けられるようにする。

④ ネットによるいじめへの対応

- ・携帯電話、スマートフォン等は、校内での使用を禁止する。
- ・生徒の実態に応じ、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。
- ・警察（少年サポートセンター等）や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、保護者と連携して情報機器に関する研修会を実施する。

(3) いじめの早期発見対応

日々の健康観察、アンケート調査や面談を実施するなどして、いじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努める。また、予兆に気付いた場合には、被害（被害の疑いのある）生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対応を心掛ける。

① いじめに気付くための組織的な取組

- ・生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、安心して学校生活を送れるように配慮する。
- ・「学年会」「連絡会」などの情報交換会で気になる生徒の情報を教教師で共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ・生徒・保護者・学級担任による三者面談等を活用し、教育相談週間を設定する。
- ・生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査（生活ア

ンケート)」を工夫し、定期的（年に2回）及び随時（必要に応じて）実施する。

- ・いじめ相談・通報窓口を周知することにより、生徒や保護者が相談しやすい体制を整える。
- ・教師は生徒の表情や学級の雰囲気から違和感に気づき、いじめを察知しようとする姿勢をもち、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せて対応する。
- ・生活アンケートを実施後に、管理職と生徒指導主事が中心となり、複数の教師で速やかに内容を確認し、いじめに関するとと思われる内容の場合は丁寧な聴き取りを行う。
- ・家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを広げる。

② いじめへの対応の原則の共通理解

※対応の注意点※ ×「いじめに耐えることも必要」 ×「いじめられる側にも原因がある」
(いじめを把握した際の対応の原則)

ア いじめられている生徒の理解と傷ついた心のケア

被害者保護を最優先とし、「必ず守る」という決意を伝える。教師の思い込みで生徒の心情を勝手に受け止めず、「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくる。

イ 被害者のニーズの確認

いじめを受けた生徒の保護者及びいじめをしている生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。教師は、生徒の危機を一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保、学級等への指導に関する具体的な支援案の提示と相談をする。

ウ いじめ加害者と被害者の関係修復

加害生徒と被害生徒の関係修復を図るために、加害者の保護者にも協力を要請し、加害者が自分にできることを考えるようになることを目指す働き掛けをする。

加害生徒にはいじめの行為は絶対に許さない毅然とした態度をとりながらも、いじめた生徒の内面に抱えている不安やストレス等を受け止めるようにする。

被害生徒及び保護者に指導について同意を得たり、指導の結果を丁寧に伝えたりするなどの配慮を行う。

エ いじめの解消

いじめ解消の二条件（①いじめに係る行為が止んでいること。②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。）を満たしているかどうかを、本人や保護者との面談等を通じて継続的に確認し、いじめが解消している状態後も日常的に注意深く見守りを続ける。

③ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働き掛け

- ・いじめの問題について話し合う場面を設定するなど、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ・はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。（観衆・傍観者から仲裁者、相談者が現れるための働き掛け。）

④ ネットいじめへの対応

- ・ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、生徒指導課や特別支援教育推進室と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑤ 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

(4) 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、解消に向けた組織的な指導、援助を進める。
(いじめ・不登校等対策委員会による被害生徒の安全・安心を回復するための支援と心のケア、加害生徒への成長支援や指導、両者の関係修復、学級の立て直しなど)

【困難課題対応的生徒指導の具体】

いじめ対策委員会に加えて、SCやSSW等の専門家や、地域の障害福祉課や子育て支援課、警察、スクールロイヤー等の関係機関との連携・協働

① 多角的な視点からの組織的な対応

いじめを重大事態化させないために、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教師間で共有した上で、できるだけ早い段階から関係機関とケース会議を開き、多角的な視点から以下の手順で組織的な対応を進める。

- ア アセスメント（いじめの背景や被害者生徒の傷つきの程度、加害の背景等）
- イ プランニング（アセスメントに基づく、被害生徒への援助方針及び加害生徒への指導方針等）
- ウ 説明・同意（被害生徒及び保護者に指導・援助方針を説明し、同意を得る）
- エ 指導・援助プランの実施
- オ モニタリング（3ヶ月を目途に丁寧な見守り、被害生徒及び保護者への経過報告、心理的状态の把握等）

② 重大事態への対応

- ・県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ・当該いじめの対処については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として当校のいじめ対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- ・当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- ・いじめを受けた生徒や保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- ・当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- ・いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。
- ・いじめに関する情報を記録・整理し、5年間保管する。（ケース会議資料、聴き取りメモ等）

3 年間の計画

	1 学期	2 学期	3 学期
発達支持的生徒指導	学級づくり 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに認め合える学級」を目指した集団作り 各教科、自立活動、総合的な学習、道徳教育、特別活動（委員会、全校集会）の充実 人権が守られた学校づくり（人権教育強調週間、ありがとうの木） 学校生活のきまり、各月の生活目標の周知、定期的な確認		
いじめ未然防止教育	新入生歓迎会 体育祭 SOS の出し方に関する教育 SNS 教育プログラム 夏休み前指導、相談窓口紹介 教師研修（ゲートキーパー、いじめ・自殺）	いじめ見逃しゼロ標語コンクール 和光祭 SNS 教育プログラム 情報モラル教育 冬休み前指導 教師研修（不登校）	生徒会選挙 春休み前指導
いじめの早期発見対応	スクールカウンセラー面談 1・2 年生個別懇談 7 月学校生活アンケート①（生徒用・保護者用） 2 年生進路懇談	1 年生個別懇談 スクールカウンセラー面談 11 月学校生活アンケート②（生徒用・保護者用） 2 年生進路懇談	スクールカウンセラー面談 1 年生進路懇談
その他	〈通年〉 観察、見守りの充実（休み時間の巡視、見守り、登下校指導） 保護者との連携（連絡ノート、電話連絡、家庭訪問等） 個別教育相談の実施（生徒の実態に応じた教育相談の設定） 養護教諭との情報共有、教師間の情報共有（週 1 回連絡会）		